厚生文教常任委員会

令和2年9月11日

葛 城 市 議 会

厚生文教常任委員会

2. 場 剪城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 西 井 覚 副委員長 奥 本 佳 史 委 員 和 本 洪 珪 ガ 方 原 一 安 リ カ 野 悦 子 ガ ガ 郎 川 弥三郎

欠席した委員 な し

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

阿古和彦 市 長 副市長 溝 尾 彰 人 杉澤茂二 教育長 市民生活部長 前 村 芳 安 クリーンセンター所長 白澤真治 ッ 補佐 津 本 佳 成 こども未来創造部長 井 上 理 恵 子育て福祉課長 吉 村 浩 尚 ル 補佐 芳 仲 栄 治 井 邑 陽 一 上下水道部長 西 川 下水道課長 賢 # 補佐 野 地 幸一郎 教育部長 吉井 忠

教育委員会理事 西 川 育 子 教育総務課長 村 田 真 也 学校教育課長 内 蔵 清 " 補佐 石 橋 和 佳 学校給食センター所長 油 谷 知 之

6. 職務のため出席した者の職氏名

 事務局長
 岩 永 睦 治

 書 記
 和 田 善 弘

 " 髙 松 和 弘

 " 福 原 有 美

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第71号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め る条例の一部を改正することについて

議第72号 葛城市下水道条例の一部を改正することについて

議第74号 財産の取得について

調 査 案 件 (所管事項の調査)

- (1) ゴミの減量化に関する諸事項について
- (2) 学校給食に関する諸事項について
- (3) 磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備について

開 会 午前9時30分

西井委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。9月議会で皆さん方は大変多忙のところではございますが、本日は厚生文教常任委員会に全員参加いただきまして、ありがとうございます。案件でございますが、ご存じのとおり、条例変更などがありますが、慎重審査のほどよろしくお願いいたしまして、開会の挨拶と代えさせていただきます。どうかご協力よろしくお願いいたします。

委員外議員の出席をご紹介させていただきます。杉本議員、増田議員、川村議員、どうか よろしくお願いいたします。

なお、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末などの情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきお願いいたします。なお、傍聴者につきましては、情報通信機器の会議室内での使用は認めておりませんので、携帯電話などをお持ちの方は必ず電源を切るか、マナーモードに切り替えるようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会議の進行に際して密閉空間にならないよう出入口と窓を開放しておりますので、ご承知おきお願いいたします。

なお、発言される際は、マスクを着用したままご発言いただきますようお願いいたします。 また、発言につきましては、簡単明瞭にしていただき、会議時間の短縮にご協力いただきま すようお願いいたします。

それではただいまより、本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

まず初めに、議第71号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 皆さん、おはようございます。こども未来創造部の井上でございます。

議第71号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することにつきまして、議案の説明をさせていただきます。

まず、改正の背景についてご説明申し上げます。本案につきましては、地方からの要望を受け、地方分権の推進を図るため、本年6月10日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、関係法律である子ども・子育て支援法の一部が改正されましたことに伴いまして、子ども・子育て支援法を引用しております本市条例の一部を改正する必要が生じましたので、改正を行うものでございます。

議案書の21ページと22ページ及び新旧対照表の2ページをお開き願います。改正の内容につきましては、事業の定義を定めております本市の条例第2条第23号中の特定地域型保育事

業につきまして、引用元となっております子ども・子育て支援法第43条第3項を第2項に改めるものでございまして、今般、元法の第2項が削除されましたことにより項ずれが生じましたので、引用しておりました第3項が第2項となりましたので、文言の改正を行うものでございます。

なお、施行は公布の日からを予定しております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんでしょうか。

内野委員。

内野委員 おはようございます。今、部長よりご説明があったんですけども、もう一重詳しく内容を ご説明願えますでしょうか。項ずれは分かったんですけども、もうちょっと詳しく、すみま せん、よろしくお願いします。

西井委員長 吉村課長。

吉村子育て福祉課長 子育て福祉課、吉村でございます。よろしくお願いいたします。

内野委員のご質問にお答えさせていただきます。今回の改正につきましては、子ども・子育て支援法の改正によりまして、本市の子どもが市外の地域型保育の保育所に入園を希望される場合、例えば大和高田市の地域型保育の施設に入られるという希望をされた場合に確認申請というのがありまして、業者の方が葛城市に申請確認をしていただくと。大和高田市にも申請確認という手続をしていただくんですけれども、今回の改正によりまして、葛城市にはもう申請の確認をしなくて、施設の居住地の大和高田市にのみ申請の確認をするということで、本来は2回、確認申請を業者の方はしていただくんですけれども、所在地の市町村に確認申請をするという形で、事務の負担軽減という改正となっております。

以上でございます。

西井委員長 内野委員。

内野委員 ありがとうございます。事務の負担軽減ということで。先ほど課長が特定地域型保育所ということで、これは小規模保育のことを言われているんですね。あとは事業所内保育とかもあるんですけども、特に先日、一般質問で待機児童のことを質問されていた議員もおられまして、50人ほど待機児童があるということで、私も前々から小規模は取り組んでほしい等々、質問で言わせていただいております。小規模保育に対して葛城市として進められているのか、それともどのように考えておられるのか。また、葛城市内の子どもさんが他の小規模保育に通っておられる人数等も分かれば教えていただけたらと思います。

西井委員長 ちょっと議案から外れるということで、申し訳ないですけど。

内野委員 人数だけ。

西井委員長 分かっていることに、ちょっとそれだけ答弁してください。

井上部長。

井上こども未来創造部長 ありがとうございます。ご心配をかけておるところだと重々理解しております。市外にお通いになっているお方は、今、約90名ほどでございます。あと、小規模保育

所につきましては、かねてから検討をしておりますので、何らかの形で結果が出ればいいな と感じております。これで、どういたしましょう、すみません。

西井委員長 内野委員。

内野委員 すみません、いろいろとご配慮ありがとうございました。 以上でございます。ありがとうございました。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

谷原委員。

各原委員 今、内野委員が質問されたので、国の改正の趣旨がよく分かったんですけれども、特定地域型保育というのは、特定というふうについていますから保育料無償化の対象となる事業者だと思うんですね。そこでちょっとお伺いしたいんですけども、これは国の改正だから葛城市でどうこうするわけにいかない問題なんですけど、葛城市にこの法律は条例改正でも関係してくることだろうと思うのでお伺いするんですが、これまでは市外の特定保育事業者のところに葛城市の方が行かれた場合は、葛城市にもそちらにも申請するということで確認することになったんでしょうけれども、これが葛城市はそういうことは申請されないということなんですね。そうすると、ちょっと僕は制度がまだよく分からないのであれなんですが、保育料無償化に関わる費用、これは事業所が受け取るということになるわけですよね。そうすると、何か葛城市に申請せえへんかったら、その事業所に対して支払うんじゃないんですか。お金の件の流れがどうなるのかちょっと聞きたいんです。葛城市が支払うものなのか、国から支払われるものなのか、そこの確認がこういうやり方で取れるのかということだけなんです。それが十分であれば、行政の事務の簡素化ということで分からんでもないんですけども、ちょっとその点についてお伺いします。

西井委員長 井上部長。

井上こども未来創造部長 失礼いたします。こども未来創造部の井上でございます。

ただいまのご質問でございます。確認というところが、ちょっと説明が不足しておったのかなと思うんですが、その確認作業といいますのは、事業を行われる事業所と市との確認でございまして、今の保育料になりますと、やはり保護者の方は葛城市に申請してこられますので、保育料自体は私どもで徴収する形になっております。ただし、市外の公立保育所に行かれている場合は、その園で徴収ということになりますので、差額なりの分をお支払いしているところでございますが、保育料につきましては市内と同じような仕組みになっておりますので、確認はあくまでも事業所として、その事業所がどういった形態を取られているかとか、そういったところの確認でございます。その作業が所在地だけの作業をもって、私どもも適合した施設ということになりますので、今のでお答えとさせていただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 事業所についての確認ということで、個々の保育の申請についての1つ1つの確認という ことではないということですね。分かりました、ありがとうございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。 議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第71号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第71号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第72号、葛城市下水道条例の一部を改正することについてを議題といたします。 本案につき、提案者の内容説明を求めます。

井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 おはようございます。上下水道部、井邑でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第72号、葛城市下水道条例の一部を改正することにつきましてご説明申し上げます。

本案につきましては、本年、奈良県下水道排水設備工事責任技術者試験の実施機関でございます奈良県下水道協会におきまして、奈良県下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験及び更新講習実施規程におきまして、規定している責任技術者の受験資格の要件についての改正が行われ、未成年者でございましても受験資格が付与されることになったことに伴い、各市町村に向けて当該部分に関する条例改正等を行い、責任技術者の登録要件について足並みがそろうよう適切に対応いただきたい旨の依頼がございました。また、標準下水道条例におきましては、責任技術者の登録の資格に、責任技術者認定試験に合格した者は、責任技術者の登録を受ける資格を有するものとございますことから、本市におきましても、受験資格と登録資格との整合を図るため、所要の措置を講じる必要が生じたため、本条例の一部を改正するものでございます。改正の内容につきましては、責任技術者の登録資格におきまして、責任技術者の登録を受けることができないものと規定しております未成年者を削るものでございます。

それでは、新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表5ページをお開きください。責任技術者の登録資格を規定しております第7条の11第1項中、第1号未成年者を削り、第2号から第4号までをそれぞれ、第1号から第3号に繰り上げます。

6ページに移りまして、同条第2項中、「から第3号までのいずれか」を「又は第2号」 に改めるものでございます。 施行日は公布の日からとなってございます。

よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論はないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第72号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第72号は原案のとおり可決することに決定いたしま した。

次に、議第74号、財産の取得についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉井教育部長。

吉井教育部長 教育部長の吉井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、上程になっております第74号、財産の取得についてご説明申し上げます。

本案につきましては、GIGAスクール構想の実現に向けた1人1台の端末整備事業におきまして、小中学校に整備いたしますタブレット端末を取得しようとするものでございます。この契約におきましては、奈良県下一括購入によるもので、奈良県によるプロポーザルの結果、2者が参加し、キステム株式会社が契約対象者となりましたので、契約金額1億9,387万1,502円で物品売買契約を締結しようとするものでございます。

なお、仮契約の締結を令和2年8月18日に行っております。

本案につきましては、物品売買契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規 定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約締結期間は、議決の日から令和3年3月29日を予定しております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 これは前回の委員会等でも質問があったことだろうと思いますけど、もう一回確認しますけれども、調達物品仕様書ということで、最後のページを開いたところ、NECのChro

西井委員長 内蔵課長。

内蔵学校教育課長 学校教育課の内蔵です。よろしくお願いいたします。

ただいまの谷原委員のご質問でございます。まず小学校につきまして、 i P a d につきましては合計2,494台、契約単価の方が税抜で 4 万7,340円、2,494台掛ける 4 万7,340円掛ける消費税で、 1 億2,987万2,556円となっております。続きまして、中学校の C h r o m e b o o k でございます。 C h r o m e b o o k につきましては1,229台掛ける、単価の方は i P a d 同じく税抜で 4 万7,340円掛ける消費税で、6,399万8,946円、 i P a d と C h r o m e b o o k を合計いたしまして、 1 億9,387万1,502円となります。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。この件については、一般会計予算とか補正予算の中でも議論されてきたところですけども、政府のほうもできるだけ5万円以下に抑えるということで、共同調達ということで、県そのものでマスで抑えていこうというふうなことであったろうと思います。5万円以下にきちっと抑えられた共同調達ができるというのは、本当によかったなと思っております。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

副委員長。

奥本副委員長 お伺いします。今のことに関連するんですが、今回こういう形で共同調達のめどが立ちまして入ってくるわけなんですけども、実際ここへ入ってきたときにすぐ授業ができるような形になっているとは思うんですけど、その辺の準備というのはある程度出来上がっているんでしょうか。授業の進め方とかの計画ですね、その辺りが決まっているのであればちょっと教えてください。

西井委員長 教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

このGIGAスクール構想に従いましてタブレットが入ってくるわけですけれども、これは11月頃が最終的なめどで入ってくるということは分かっておりますけれども、正式にはいついつ入るということまでは確定しておりません。今現在、学校で行っていることは、これに向けてハード的には学校のほうは工事も進めておりますし、事務局サイドでは事務手続をして早く入れるようにやると。あと、現場のほうで実際どういうふうに使っていくかということに関しましては、ハードに合わせてソフトも入っておりますので、それの使い方の勉強等をしておりまして、実際授業でどういうふうに活用していくかというところまでは、各校でそれぞれはやってくれているとは思いますけれども、全体としてはそこまでは進んでいないというのが実情でございます。

以上でございます。

西井委員長 副委員長。

奥本副委員長 ありがとうございました。現場のほうでは、実際の進め方がまだ決まってなくて研究 されている最中ということで了解いたしました。一応そういう形で返事をいただいたんです けども、実はつい先日、8月28日かな、政府の統計発表がございまして、その中でこれは3 月1日現在なんですけども、全国の学校における主なICT環境の整備状況という統計結果 が出ております。その中で、教育用コンピューター1台当たりの児童生徒数の全国市町村の ランキングが公表されました。それでいくと、3月1日現在なので、コロナの対応もまだま だこれからというところで、なおかつGIGAスクールの前倒しがやっと話にのっていると ころなんですけども、その段階で、実は全国1,816自治体中、葛城市がここで1,779位になっ ているんですよね。奈良県でいうと、これが下から3番目。この直後、下の2つの自治体の うちの1つが整備されていますので、この次の秋にまた発表されるらしいんですけども、そ のランキングでいくと多分下から2番目と。あくまでも、これは整備段階なんですけども。 それともう一つ、このとき遠隔授業の実施というのが出ているんです。そのときは残念な がら、これは同ランクはいっぱいいてるんですけども、奈良県で最下位という形になってお ります。あくまでも統計値なんですけども、国がこういう形で出して、なおかつこのランキ ングを日経新聞が発表しています。一応そういう形になって発表されたときに、葛城市はや っぱり遅れているなという印象を持たれるのは我々も本意じゃないので、そのあたりは実際

に入ったら入ったですぐスタートできる状態に準備のほうを進めていただきたいと思います

以上です。

西井委員長 答弁はよろしいですか。

奥本副委員長 はい、結構です。

西井委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

ので、よろしくお願いします。

内野委員。

内野委員 一般質問でも話はさせていただいて、ちょっと漏れたところで1つお聞きさせていただき たいんですけども、学校現場はいろいろとGIGAスクール構想に向けてご苦労していただ いていることは本当によく分かります。その中で、一番私が心配するところなんですけども、 先生方のスキルに合わせたフォロー体制、ICT支援員も入っていただいていると思うんで すけれども、その辺のフォローというのは、どのように進めていただいているのかなと思って、その辺をお聞きいたします。

西井委員長 教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

ご心配ありがとうございます。今回、予算のほうでもICT支援員とGIGAスクールサポーターのほうをつけていただきましたので、これで人数的なフォローもできると思いますけれども、そういうふうな専門の方の支援も当然必要なんですが、各学校での研修体制とか協力体制のほうが大事でございますので、そこを大事にしながら各校で準備を進めていただ

いているという状況でございます。

実際、自分も振り返ってみて、私の仲間でも本当にパソコン系に優れている人と、悪いですけども見るのもいらんわという人もいるんです。現在でも、確かに世代がだいぶ若返っている、私らのときから比べて世代が若くなっているとはいえ、全部がこういうふうなデジタル機器に堪能というわけにはいきませんので、そういうことをお互いに助け合いながら、一歩でも前進できるように各学校の研修体制を整えよというのが、これが全体に対する至上命令でございますので、それに従いまして各校で進めさせていただきます。

西井委員長 内野委員。

内野委員 ありがとうございました。じゃあ、フォロー体制は十分整えていくということで、安心い たしました。

よろしくお願いいたします。

西井委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 すみません、ちょっと追加になりますけれども、契約書のところに、納入場所について、詳細は納入場所のとおりと書いてあるんです。各小学校に納入されるということなんですけれども、これ、キャビネットがありましたよね、そのキャビネットで充電も兼ねて保管するということだったと思うんですけれども、各教室までちゃんと納入していただけるものなんでしょうか。今はコロナで先生方も大変なときに、学校だけしかないので、学校だけからではなくて、各教室に設置のところまで納入されているのか。少なくとも、そうしないと本当に先生方は大変な作業になるし、消毒等も含めて、そんなことが出てきますので、ちょっとここを確認したいんですが。

西井委員長 教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

今、納入方法等につきましても業者のほうと詰めているところでございますので、具体的に教室のキャビネットまで搬入してもらえるかというところは、ちょっと私のほうでも把握しておりませんが、可能な限り職員の手間が省けるような方向で話合いのほうを進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 ぜひよろしくお願いします。各教室でちゃんと保管のところまで要望していただいたほう が先生方の負担も避けられますので、ぜひよろしくお願いします。

西井委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第74号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第74号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

先ほどの議第71号で訂正事項があるということでございますので、ちょっと訂正事項を説 明願います。

井上部長。

井上こども未来創造部長 こども未来創造部の井上でございます。

先ほどの議第71号の内野委員のご質問に対するお答えの中で、一部修正と追加をさせてい ただきたいと思います。

先ほどのお問いは、市外の小規模保育所に通われている人数ということでございましたが、 私がお答えさせていただきましたのは、市外に通われている全てのお子さんの人数でござい まして、小規模保育所に通われている方は現在1名となっております。

以上でございます。申し訳ございませんでした。

西井委員長 この変更に対して、皆さん方はこれでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

西井委員長 以上で本委員会に付託されました議案の審査を終了いたしました。

ここで職員の入替えを行いますので、暫時休憩いたします。10時20分より会議を行います。

休 憩 午前10時03分

再 開 午前10時20分

西井委員長 休憩前に引き続き、会議を行います。

本委員会の所管事項の調査案件についてを議題といたします。

まず初めに、ゴミの減量化に関する諸事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告をお願いいたします。

前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。

葛城市クリーンセンター所管事務について、2件の報告をさせていただきたく存じます。 どうぞよろしくお願い申し上げます。

1件は、リサイクル施設運転管理業務及び資源ごみ等収集運搬処理業務についての委託業者一般競争入札の状況と今後の予定についてでございます。もう1件は、焼却施設長期包括管理運営業務についての委託業者プロポーザルの状況と今後の予定及びその要求水準書の概要についてでございます。

まず、1件目のリサイクル施設運転管理業務及び資源ごみ等収集運搬処理業務についての

一般競争入札に向けた現状と今後のスケジュールでございます。先月、8月31日に一般競争 入札の公告をさせていただきました。市のホームページでもお知らせをし、関係書類をダウ ンロードできるようにさせていただいております。今月24日を参加申込み期限とし、来月、 10月6日に入札を執行させていただきたく予定をさせていただいております。契約締結後は、 今年いっぱい12月31日までを業務準備期間として設け、令和3年1月からの業務開始という 予定で進めさせていただいております。

次に、2件目の焼却施設長期包括管理運営業務の委託業者の公募型プロポーザルの実施に向けた現状と今後のスケジュールでございます。さきの6月議会におきまして、本年、令和2年度から10年間の長期包括管理運営委託を行わせていただくことができるよう、令和3年度から令和11年度までの9年度分の債務負担行為補正をお認めいただきましたものでございます。一昨日、9日に公募型プロポーザル実施についての公告をさせていただきました。今月25日まで応募受付を行い、1次審査を実施します。来月10月1日から11月20日までの間で提案書類を受け付けます。その間、14日までの2週間、質疑書を受け付け、10月下旬に回答いたします。その後、11月下旬から12月上旬に2次審査のプレゼンテーション及びヒアリングを実施、12月中旬に優先交渉権者を決定、12月下旬に契約締結の予定でございます。契約締結後は、翌令和3年2月末までの2か月間を業務準備期間とし、令和3年3月1日から業務開始の予定で進めさせていただいております。

最後になりますが、今回の公募型プロポーザルの条件書となります要求水準書をお手元に お配りさせていただいております。6月議会でも、これらについては時期を逸せず、報告、 説明願いたいとご指導いただいておるところでございますので、概要を説明させていただき たく、申し訳ございませんが、約10分強のお時間をいただきますようお願い申し上げます。

この要求水準書は、昨年、令和元年度民間委託契約支援業務委託料をお認めいただき、 484万円を使わせていただきまして、本年3月に完成したもの、それにさきの6月議会まで に議員皆様にいろいろとご意見等を賜りました点などを精査し、他の自治体例なども検証し たものでございます。

要求水準書をご覧いただきますようお願いいたします。まず1ページですが、1ページは総則、事業概要で、この水準書はクリーンセンターの運転、ユーティリティの確保、ユーティリティと申しますのは運転・保守・点検を行うために必要な各種消耗品、薬剤、資材、電力、燃料等のことでございます。それらの確保、日常点検、定期点検、整備、部品等の調達、各種修繕・補修等について、施設の性能を十分に発揮させ、効率的、安定的かつ安全な運営を目的として、基本的な内容について定めるものであるが、この事業の目的達成のために必要な設備や業務については明記されていない事項であっても、受託者の責任で全て完備、遂行するものとするとしています。真ん中からの図表1-1-1で、業務の範囲を網かけ部分で示しています。

2ページは施設概要で、図表真ん中、網かけ部分がこの事業の対象部分でございます。能力、炉形式は間欠運転式ストーカ炉でございます。間欠運転式と申しますのは、稼働時間によって、1日24時間連続稼働する全連続運転式と、1日8時間のバッチ式及び16時間稼働の

准連続式の間欠運転式に区分されるものでございます。ストーカ炉と申しますのは、ごみを 火格子(ストーカ)の上で、乾燥・加熱し、攪拌・移動させながら燃やすタイプの焼却炉で、 我が国では最も多く稼働している焼却炉です。施設規模は1日16時間運転で、25トンの炉が 2炉の50トン、熱しゃく減量は7%以下となっています。この熱しゃく減量とは、加熱・乾 燥させた際に、どれだけ重さが減るかの値です。基準は10%とされており、10%より大きい 値だと燃え残りが多いことを示します。その下は、各設備の内容です。一番下の煙突の高さ は地上40メートルです。

3ページは、(5)で事業準備期間、乖離請求期間、運営期間等の説明、(6)は運営維持管理の準備業務、(7)が事業期間終了時の取扱いについてです。

4ページは、2、一般事項として、この施設が循環型社会形成の中核をなす1施設であること、また地域住民、近隣市町村の理解を得て運営されていることを十分自覚し、適正な運営維持に配慮するため、遵守すべき(1)基本方針から、5ページ下の(10)の公害防止基準まで遵守事項となっています。

5ページの下、(10) の公害防止基準として、次の6ページ、一番上の排出ガス基準から 8ページの悪臭基準までの保証値、自主基準値を、そして9ページで、これら基準の取扱い と実績報告書の作成を規定しています。

10ページは、葛城市から受託者への貸与品、特定の調達品について、そして事業に関するリスク分担が11ページにかけて、10ページ下の(15)ではリスク分担の基本的な考え方として、本件施設の運営維持管理業務の責任は、原則として受託者が負うことになるとなお書きし、ウのその他では、想定外の事象が生じた場合は、本市及び受託者双方で協議することとすると押さえております。

11ページの(16)では、地元雇用及び地元貢献、続いて関係事業等への協力。12ページでは震災、その他不測の災害発生時の協力について、更に運営維持管理条件を規定しています。13ページからは運営維持管理体制として、全体組織計画、必要資格者一覧、労働安全衛生管理体制。14ページ、環境管理体制、防災管理体制。15ページ、施設保安・防犯体制、連絡体制についての規定となっています。

17ページからは、第4、運転管理業務についてでございます。共通事項では(1)として、 ごみの予測搬入量、定期点検、整備などを考慮した運転計画を年度ごとに作成すること。本 市の事情、またはごみ質の変動等により、施設の運転への影響が予測される場合は、別途双 方協議し、運転計画を作成することを想定しております。次の2の受入監視業務では、下か ら2行目の(4)ですが、展開検査に協力することなどを規定しています。

20ページからは、維持管理業務についてです。 1、点検・補修業務の範囲内容を、23ページまでは点検についてで、補修工事については24ページに至って規定しています。25ページは、消耗品・用役調達、次の26ページが建物、建築設備等の維持管理、性能確認、検査業務等についての規定となっています。

28ページ以降は別紙となっておりまして、28ページは業務分担表、29ページは業務準備計画書、事業実施計画書の内容、31ページから33ページが実績数値及び計画処理量、34ページ

が特定調達品のリスト、35ページから最終43ページが図面となっております。

しっかりと進めてまいりますので、ご理解を賜りたく、そして今後ともご支援をよろしく お願い申し上げます。ありがとうございます。

- **西井委員長** ただいま説明願いましたこのことについて、何かご質問などがございませんでしょうか。 吉村委員。
- 吉村始委員 今ご説明いただきました要求水準書につきまして、ちょっと基本的なことをお伺いしたいと思いますが、今、部長がおっしゃいましたように、地域住民、近隣市町村の理解を得て運営されているということで、特に環境をきちっと汚さないように、近隣の住民に迷惑をかけないようにするということはすごく大事なことだと思うんです。それにつきまして、6ページ、7ページの辺り、それから8ページに排出ガス基準であるとか、あるいは騒音基準、振動基準、悪臭基準、基準値案というのが出ております。7ページ、エのほうに騒音基準というのが出ておりまして、朝でしたら50デシベル以下であるとか、お昼間であれば60デシベル以下というふうな、こういう基準が出ているんですが、これについて、例えば常時測定しているものなのかというふうなことと、それから行政はこれがオーバーしたりとか何らかの問題があったときには、9ページのほうに、実績報告書作成というのがあるんですが、最短で、例えば日報でそういった騒音問題であるとか何か問題が起こったときには把握できるのか、タイムラグというか把握の方法ですね、それについて教えていただけますでしょうか。

西井委員長 白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 失礼いたします。クリーンセンターの白澤でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの委員のご質問でございますが、まず基準ですね、焼却炉の騒音基準のことを言ってくださったと思うんですけれども、正直なところ、必ず常に24時間体制で行っているものではございません。ただし、当然データのほうを頂戴することになっておりますので、ピックアップしてそれで騒音のほうを測らせていただいております。

それから、例えば問題があった場合、報告書、月報のほうは提出をされるんですが、そんなことを言っていたらなかなからちが明かないので、問題が上がったときは必ず即刻報告のほうをいただいている次第でございます。

以上でございます。

西井委員長 吉村委員。

吉村始委員 常時というのは、なかなか実際問題難しいというふうなご答弁であったように理解をしておりますが、例えば工場の製品でも、抜き取ってサンプリングして調査をするということなので、似たようなイメージなのかなというふうに理解するのと、あと問題が起こったときは、とにかく即報告をしてくださいというふうになっているということで、そこは徹底していただきますように、またよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

梨本委員。

梨本委員 梨本です。よろしくお願いいたします。

私がかねてからずっと指摘しておりました葛城市リサイクル施設運転管理業務及び資源ごみ等収集運搬処理業務、これに一定の進捗があったということでご報告いただきました。本来であれば、今年3月末で切れる契約でございまして、4月からこういった形でスタートできればというふうに思っておったわけでございますが、ここまでずれ込んだというところがあると思うんです。

ちょっと聞かせていただきたいのは、この9か月間ずれ込むわけですけれども、そこに至る過程といいますか、本当にこういうことを更に改善でプラスアルファして、市民の皆さんのためによりよい計画になっていますということがあれば教えていただきたいのが1点と。

それから、一般競争入札をされるということでございますけれども、私が聞いているのは 条件付一般競争入札というふうに聞いております。この条件付というのがどういったものな のかということを教えていただけますでしょうか、お願いいたします。

西井委員長 白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 失礼いたします。クリーンセンターの白澤でございます。

今のご質問でございますが、まずこの時期にずれ込んだ経緯につきましては、要は重要な大きな契約になりますので、慎重にかなり精査のほうに時間を費やしてしまったというところでございます。とはいえ、予定どおり今年度の4月から行えなかったことは、事務局としては不徳の致すところだと思っております。

それから、一般競争入札が条件付ということですけれども、こちらにつきましては、葛城市の指名業者、葛城市において令和2・3年度建設工事等入札参加資格に係る物品・役務の提供、これはQ-1建物管理の業務、それから廃棄物処理で登録されていること、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること、それから会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立てに係る新法による改正前の会社更生法などで申立てをなさらなかったもの、あと事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること、それから奈良県又は葛城市の工事等請負契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと、葛城市建設工事等暴力団排除措置要綱別表に掲げる措置要件の1から5まで、いずれかに該当するものでないこととしております。

以上でございます。

西井委員長 梨本委員。

梨本委員 条件付に関しては承知いたしました。ここまで事務担当もそれなりのご苦労があったと思うんですけれども、私ちょっとこだわらせていただいて申し訳ないんですけれども、今回3年半の契約といいますか、また改めて長期の契約ということで、今回は前回と違って随意契約ではありませんので、一定の競争原理は働いてくると思うんです。その中で、やはり私がずっと申していましたのは、先ほどもこちらの要求水準書の1ページで示されていますように、クリーンセンター内には様々な業務がございます。私がまず考えるべきは、全体最適を図らなければいけないのかなというふうに思うんです。といいますのも、部分最適をやったことで全体が不効率になってしまうということが生じる可能性があります。そういった意味から収集部分に関しては、例えば今日の毎日新聞、今朝の朝刊で香芝市なんかが、

これはいろんな問題があって損害賠償等やられていますけれども、その結果、民間委託を直営に変えられるという方針を示されました。これは新市長の下でそういった方針でやられるということなんですけれども、全体的なバランスの中で本当にそれで全体最適が図られているのかというところだけが少し私には気になっているんです。ということで、私はずっとこだわってきたので、直営と民間の場合の比較というのはクリーンセンターの中でしっかりと行われたのかというところだけ聞かせていただけますでしょうか、お願いします。

西井委員長 白澤センター長。

白澤クリーンセンター所長 失礼します。クリーンセンターの白澤でございます。

ただいまの件でございますが、当然うちのほうも直営ということで、一応経費のほうで対象にさせてもらったんですけれども、実際のところ、今資料のほうを持ち合わせてないのであれですが、そのとき検証をさせてもらったら、年間で約1億5,000万円ほどの人件費がかかってくると。それは単純に22名計算という形になると思うんですけれども、現時点でそれぐらいの金額がかかってくる。それに当然、人件費というのは年々高騰していくというのもありますし、さらに資格等、これも新たに取得させなければいけない。さらに、実際にリサイクル業務のほう、こちらも教育をしていかなければいけないと。かなりのデメリットを要するというところら辺で、結果的に委託のほうに結論づいたということになっております。以上でございます。

西井委員長 梨本委員。

梨本委員 それでしっかりと検討していただいたということであれば問題ないんですけれども、私はいろいろやり方があったのではないかなと。私の頭の中ではもっといろんな現場の知恵が生かせるやり方もあったのではないかなというふうに思っているんです。ただ、こうして決めた以上は、しっかりと市民サービスを落とさないように適正に管理していただくことをお願いいたしまして、私の質問とさせていただきます。

西井委員長 ほかにございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 2点ほど質問させていただきます。1つは要求水準書ということで、入札に当たって要求水準書を示して公募するということだろうと思うんですが、前回ということは最初から3年とちょっとたっていますけれども、今の事業者が事業を行われております。そのときにもこういう要求水準書を作られたのか。なおかつ、その要求水準書と今回その3年間の運転経緯を見て、新たに変わったところがあるのかどうか。つまり、この要求水準書を作るに当たって、前回の要求水準書と比べて改善したり、付け加えたり、そうしたところがあったのかどうか、それについてお伺いします。

もう一つ、これは単純な質問になるんですが、34ページですけれども、別紙4の特定調達品のリストということが書いてあります。ここへ特定調達品のリストとあるんですが、下のところに注とあって、特定部品:特許等により、施工企業への発注が不可欠のものと。現在は炉を施工した業者が管理運転もやっておられるわけですけれども、特定部品というのと特定調達品というのが同じことを表しているのかどうか、ちょっとこれではよく分からないん

です。つまり、今の施工業者に部品を買わなければいけないものがこれだけありますよということを示して、他社が受けても特定の企業からその分は買ってくださいねということだろうと思うんですけれども、この注の特定部品と上の特定調達品とか、ちょっとこれがどういうことなのかというのが分かりませんので、そのことについてお伺いします。

西井委員長 白澤クリーンセンター長。

白澤クリーンセンター所長 失礼いたします。クリーンセンターの白澤でございます。

ただいまの質問ですが、まず要求水準書でございますが、実際のところ、要求水準書というのはなかったように思います。ただ、契約に至るに当たり、仕様書というのは当然ございますので、そちらのほうを参照しながら瑕疵担保も含めた契約が行われたかと思います。ですので、今回の要求水準書につきましては新たに作成したものでございまして、当然この3年間、作った当時は2年半ぐらいだったと思うんですけれども、それを検証しながら新たに作らせてもらったものとご理解いただければと思います。

それから、特定部品、調達品につきましてですが、これは施工業者のほうがございます。 そちらのほうでしか調達できない部品、要するにどちらも同じ意味合いにはなってくるんで すけれども、例えば先ほど部長のほうからストーカという炉がありましたが、そちらの部品 でありますと、実際のところ、今の業者しか調達できないというところもございます。 以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 仕様書があったということで、今回のは新たに作られたということであります。再度質問したいんですが、そういう仕様書を参考にしてこういうものも作られたと思うんですけれども、大きく今度の要求水準書で改善されたりとか新たに変えられたりとか重点を置かれたりとか、そういうところがあったんでしょうか。それについて再度お聞きしたいと思います。それから、2つ目ですけども、特定部品というふうに注でわざわざ書いてあるので、どこに注が打ってあるのかなというふうに見まして、特にないので、この言葉がどうも浮いて多分、特定調達品リストとあるから、このことかいなというふうなことで、ここは正確に書かないとちょっと分かりにくいんじゃないかなと。これ、なぜこだわるかというと、この部品は特定の会社でしか扱えない、手に入らないということになっていますので、特定調達品リストが下に書いてある特定部品であるとすれば、そのことは多分入札に応募する方にとっては重要なことなので、これは正確に書かれたほうがいいなとは思うんです。これがよく分からないので、今の答弁では同じだというふうにおっしゃったので、同じだったら同じような形でちゃんと注の説明を書くべきではないかなと思うんですけれども、この点についてもうちょっと正しい、ちょっと今のでは私はよく分からなかったんですが、説明をお願いします。

西井委員長 前村部長。

前村市民生活部長 ご指摘ありがとうございます。これにつきまして、我々のほうの検証と、それから支援業務でこの要求水準書を委託しました(株)日産技研コンサルタントのほうへ確認いたしまして、質疑書等で条件が同じになるように進めていかせてもらいたいと思います。

西井委員長 もう一つは。

白澤クリーンセンター長。

白澤クリーンセンター所長 クリーンセンターの白澤でございます。

まず要求水準の何が変わったかというところなんですけれども、こちらのほうは先ほど説明したユーティリティと修繕等、そちらを受託者のほうで持っていただくという条項が入っております。そちらのほうが大きな変更点だと理解しております。ほかの使用方法とかにつきましては、前回と同じ要件となっております。

西井委員長 谷原委員。

る原委員 言いっ放しになりますけれども、私が特定部品のことをわざわざお聞きしたのは、入札に当たって、特定の業者しか請け負うことができないような水準書になっていると他社が応募できないと。これは葛城市におきましては、防災行政無線のときにございました。それは業者のほうから言うてきたんですね。これは特定の企業しか請け負えないような内容になっているやないかと。だから、ここの部分は非常にナーバスというか、この会社しか手に入らないものだと書いてありますので、それがこの会社から確実に他社も手に入るかどうか。そのことをちゃんと確認しておかないと、特定特許によりここしか出せないんだと言われるようなことになると、もうその会社しか受けられないと、せっかく入札しても。だから、ここはちょっと整理していただいて、そういうことがないように、入札の趣旨は広く公募して競争性を働かせて価格を下げることですから、最初から特定の会社しか入手できないものというふうなことになってしまうと具合が悪いので、ちょっとここはあえて聞かせていただきましたので、そこはぜひ確認していただいて、広く公募できるような形でお願いしたいと思います。

西井委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

副委員長。

奥本副委員長 1点だけちょっとお聞かせください。18ページのところなんですけども、(2)運転管理条件の中の一番下、エ、ごみ質等の中にあるRDF炭化物、助燃材ですね、これについてちょっとお聞かせください。たしか、記憶しているところによると、これは広陵町から入っていたかなと思うんですけども、何年か前に三重県でRDFが爆発事故を起こして、最近ではRDFをできるだけ使わないというか、避ける方向でいっていると思います。にもかかわらず、葛城市はそれをずっと受け入れているんですけども、広陵町のほうでもちらっと聞いたところによると、RDFのほうの処理があまり今後は行っていかないというようなことも聞いているんです。これをあえて使う理由と、ここには令和3年度までと書いていますけど、令和3年度以降はもう使わないということでいいんでしょうか。この2点をお願いします。

西井委員長 白澤クリーンセンター長。

白澤クリーンセンター所長 ただいまの質問でございますが、RDF炭化物につきましては、計画の ほうがございまして、一応今のところは令和3年度までという形での計画となっております。 それ以降においては、また検討していくことになるかと思います。

以上でございます。

西井委員長 理由は。

白澤クリーンセンター所長 広陵町のほうとの……。

西井委員長 よろしいか。

副委員長。

奥本副委員長 ありがとうございました。補助金の関係でということは、推測できるんですけども、 令和3年以降、それが実際のところはどうなんかというところ、補助金の関係でこれはもう 使わんでもいいんかどうかだけ、ちょっと最後、もう一度、確認でお願いします。

西井委員長 白澤クリーンセンター長。

白澤クリーンセンター所長 一応、先ほど言いました令和3年度の計画ということになっております。 ただ、広陵町の施設のほうがずっと通常どおり運営していく限り、こちらのほうも受け入れ ていくような形になっているかと思います。ただ、これはいろいろな問題等が生じてきたと きに、その時点でまた検討していく条項になっておるかなと思います。

以上でございます。

西井委員長 副委員長。

奥本副委員長 ありがとうございました。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、本件につきましては、本日はこの程度にとどめたいと思っております。

次に、学校給食に関する諸事項についてを議題といたします。

本件につきましては、今回は理事者からの報告事項は特にないということでございますので、委員の皆さんで何か確認事項などがございましたらお受けいたしたいと思っております。何かございませんでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、本件につきましては、本日はこの程度にとどめたいと思っております。

次に、磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備についてを議題といたします。

本件につきましては、理事者より報告をお願いいたします。

吉井教育部長。

吉井教育部長 教育部長の吉井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、磐城小学校附属幼稚園改築工事につきましてご説明申し上げます。

まず、お手元に配付させていただいておりますA3判7枚の資料を用意しております。ご 覧いただけますでしょうか。

まず、1ページの磐城小学校周辺一帯全体計画図におきましては、磐城小学校周辺の施設を計画的かつ一体的に整備していくという計画の下で、このたびの磐城小学校附属幼稚園改築工事を取り巻く施設を位置的に、またその範囲について示しております。

次に、ページをめくっていただきまして、2ページの工程表に移らせていただきます。こ

ちらのほうでは、令和元年6月に契約議決をいただき、まずは保育室6室及び職員室の建築を行います1期工事を左半分の濃い青色部分の工程として、計画どおり実施してまいりました。そして、令和2年度では右半分、水色の部分の工程におきまして、保育室3室及びリズム室等の建築を行う第2期工事を実施しているところでございます。表中、中央の灰色の矢印④で示しておりますように、2期建築園舎の屋根の施工をただいま終えまして、現在は表中の黄色の矢印の④のほうになりますが、9月からの工程を進めているところでございます。ページをめくっていただきまして、3ページの仮設計画ステップ図に移らせていただきます。こちらのほうは工程時期それぞれの仮設状況や仮園庭の位置、また園児の動線を示しております。上段の①、②は1期工事として昨年度実施済みでありまして、次に今年度は③から⑥までを2期工事として実施を予定しておりまして、現在は④の状態の中で施工の進行中

次に、ページをめくっていただきまして、4ページ、仮設計画図でございます。こちらのほうはただいま説明いたしましたステップ図の④を拡大した図面になります。この図の緑色部分が1期工事の部分ですので、上部の水色斜線部分が第2期工事部分となっております。

ページをめくっていただきまして、以後、5ページの平面図におきましては、第2期工事で実施いたしております間取りを、またその次の6ページでは建物をそれぞれの方向から見た外観を、そして7ページでは2期工事を終えた完成予想図というふうになっております。

以上が第1期工事を終えまして、第2期工事に入りました現在の状況、そして完成に向かって今後の工事の予定をしているところでございます。

工程につきましては、以上でございます。

なお、前回6月の厚生文教常任委員会におきまして、西川委員よりご指摘いただきました 磐城小学校附属幼稚園の木造園舎につきましてでございますが、荷重金物によりまして、柱 やはりの部分の補強を7月に行いました。そのことをご報告させていただきます。

以上でございます。

西井委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問などはございませんでしょうか。

西川委員。

でございます。

西川委員 今、報告をいただいたんですが、心配をしていたんですけれども、一応専門家に聞いて補強をやっていただいたということですね。それで、工程表をいろいろ見ているけれども、市長の思いで、はっきり言うて、2階やったら屋根落ちるの、床落ちるのと言うて、それで設計料はほってまうは、こんだけ遅らせて、何年遅れています、これ。完成するまで3年から遅れてるのと違うかな。お金もようさんかけて、1億円ちょっと増えたというような話と違うと思うねんけども、ほんまにこの予定で2月、3月、この⑥で、来年でっせ、ほんまにこんだけ遅れさせて、その成果があったんかな。お金もほってしもうて、どう思いますか。そんな成果はありましたか、この変更をすることに。

西井委員長 答弁できるか。

市長。

阿古市長 幼稚園の建替えの事業につきましては、当初からいろんなご意見をいただいております。 その都度その都度、ご説明をさせていただいておりますので、その成果はあると認識をして おります。

以上でございます。

西井委員長 西川委員。

西川委員 僕は全くそんな成果はないと思います。これがこういうふうに変わったのは、市長になって、そのときに異議があったのに、こういう2階建てやそんな説明、こんな説明、私は一切聞いてないから。市長になったからというて、そんなひっくり返しをやってしもうて、そんな成果みたいなの、僕はないと思っていますよ。お金もようさんほって。せやけれども、一刻も早く、こういうふうに変わってしまった以上、安全にも気をつけて、今、木造園舎をそういうふうにしてくれはってんやから。やることをやっといて、あとこんだけやってんけれどもというところはあるけど、何もせんとやったらあかん。木造園舎みたいな、解体から入っていたはずや、初めは。仮園舎をちゃんと造って、危ないのは分かってるのに。3月の開校までにちゃんともってるように祈るけれども、地震もないことを祈る、ほんまに危ない。それをこうしてくれはってんけれども、今成果はあると思いますと言うけど、僕はないと思いますよ、こんなに遅れさせて、3年も。3年遅れてると思いますよ、これ。お金もほって、僕はそう思っています。

西井委員長 ほかに何か質疑はございませんでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、本件につきましては、本日はこの程度にとどめたいと思っております。

最後にお諮りいたします。

ゴミの減量化に関する諸事項について、学校給食に関する諸事項について及び磐城小学校 附属幼稚園周辺一帯整備については、事業の進捗などに伴い随時委員会を開催し、審査を必 要とすることから、議長に対してそれぞれ閉会中の継続審査の申出をいたしたいと思ってお りますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、これら3つの調査事項については、議長に対してそれ ぞれ閉会中の継続審査の申出をいたします。

以上で、本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで委員外議員から発言の申出があれば許可いたします。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

本日、委員会で皆さん方の貴重なご意見、また慎重審査してもらいましてありがとうございました。

続きまして協議会をさせてもらいますが、取りあえず委員会の閉会のご挨拶をさせていた だきます。どうもありがとうございました。

閉 会 午前11時04分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長 西井 覚